

## 群馬県公立大学法人寄附金等取扱規程

平成30年4月1日

群馬県公立大学法人規程第37号

一部改正 令和2年9月30日

一部改正 令和7年12月17日

### (趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人会計規則（群馬県公立大学法人規則第3号。以下「会計規則」という。）第41条の規定に基づき、群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）における寄附の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 金銭 会計規則第2条第1項第1号に規定する金銭及び有価証券をいう。
- (2) 有価証券 会計規則第2条第1項第4号に規定する有価証券をいう。
- (3) 固定資産 群馬県公立大学法人固定資産管理規程（群馬県公立大学法人規程第27号。以下「固定資産管理規程」という。）第2条に規定する固定資産をいう。
- (4) 管理物品 固定資産管理規程第3条に規定する管理物品をいう。
- (5) 寄附金 法人が設置する大学（以下「大学」という。）において、次に掲げる目的のために受入れる金銭、固定資産及び管理物品をいう。
  - ア 学術研究の奨励
  - イ 教育又は研究活動の充実
  - ウ 図書、機械、器具及び標本等の購入
  - エ 地域貢献活動の推進
  - オ 国際交流活動の推進
  - カ その他大学の円滑運営

### (寄附金の使途)

第3条 寄附金の使途は、寄附の申込者（以下「寄附者」という。）が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定していないときは、理事長が使途を特定するものとする。

2 理事長は、前項に規定する使途に使用できないことが明らかとなった場合は、寄附者と協議のうえ、当該使途を変更することができる。

### (受入れの制限)

第4条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを受け入れることができないものとする。

- (1) 次に掲げる条件が付されているとき。

ア 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡し、又は使用させること。

イ 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

ウ 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

エ 寄附の申込み後、寄附者の意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。

オ 寄附された固定資産又は管理物品の処分について寄附者の承諾を得ること。

カ 寄附金を受け入れることにより著しい財政負担を伴うもの

キ その他理事長が特に法人の業務運営上支障があると認める条件が付されたもの

(2) 有価証券のうち、株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）について、次に掲げるものに該当するとき。

ア 株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるもの

イ 法人が発行済み株式総数の過半数を占めることとなるもの

ウ 謙譲制限付き株式であって、譲渡につき承認が得られていないもの

エ その他理事長が法人の運営に支障があると判断したもの

(寄附の申込み)

第5条 寄附の申込みは、群馬県公立大学法人寄附金等申込書（別記様式第1号）又は理事長が別に定める方法によるものとする。

(寄附の受入れ)

第6条 理事長は、前条の申込みがあった場合、その内容を審査し、適當と認めるときは、寄附の受入れを決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、寄附者に群馬県公立大学法人寄附金受諾書（別記様式第2号）により通知しなければならない。

3 理事長は、金銭による寄附金を受け入れたときは、寄附者に寄附金受領書（別記様式第3号）を送付するものとする。

(寄附金の支出)

第7条 理事長は、金銭による寄附金を受け入れた場合、当該寄附金の額から間接経費を控除した金額を、第3条の使途に従って支出するものとする。ただし、当該寄附金に付された条件により理事長が特に認める場合は、間接経費を控除しないことができる。

2 前項の間接経費とは、寄附金の執行に関連して必要となる管理的経費をいい、別段の定めがある場合を除き、その額は寄附金の5%に相当する額とする。

(雑則)

第8条 寄附金並びに寄附金により取得した固定資産及び管理物品の管理については、会計規則、固定資産管理規程その他関係規程の定めるところによる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、寄附金の受入れ等に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月17日から施行する。